

令和8年度 第1回東京都広告物審議会

令和8年4月28日（火）

都庁第二本庁舎31階特別会議室21（オンライン併用）

午後2時00分開会

○西尾緑地景観課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和8年度第1回東京都広告物審議会を開会させていただきます。本日は、ご多忙のところ当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長の西尾でございます。着座にて失礼させていただきます。

会長に議長をお願いいたしますまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、現在出席の委員の方は、オンラインでご出席の方も含めて21名でございます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りした資料を確認させていただきます。議事次第と資料1、資料2-1から2-2、資料3、資料4、資料5-1から5-2、資料6のほか、東京都広告物審議会運営要綱をご用意しております。全ておそろいでしょうか。不足がございましたら事務局へお申し付けいただければと思います。

資料おそろいのようにございますので、進めさせていただきます。

それでは、初めに、都を代表いたしまして東京都技監の谷崎より一言ごあいさつを申し上げます。

○谷崎東京都技監（都市整備局長兼務） 東京都技監、都市整備局長を兼務しております谷崎でございます。

本日は、大変ご多用の中、令和8年度第1回東京都広告物審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

まず、委員の皆さま方におかれましては、日頃より東京都の屋外広告物行政にご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。今年度、新たに3名の委員にご就任いただいております。改めて御礼を申し上げるとともに、皆さまのお力添えを引き続

きお願いしたいと思っております。

東京都では、令和7年3月に策定いたしました「2050東京戦略」におきまして、世界の都市・東京の実現に向け、豊かな緑を備えた拠点や、歴史的な町並み、にぎわいのある商店街、電柱がなく美しい景観、芸術や文化を象徴する都市の顔等、人々を引き付け魅力ある都市を2050年代のビジョンとして掲げてございます。

その中でも、電柱がなく美しい景観につきましては、今年の3月に宅地開発の無電柱化の推進に関する条例というものを制定いたしまして、今、道路にある電柱は引っこ抜いて減らしているんですけども、宅地開発で毎年東京都内で何百本も電柱が増えている状況がまだ続いておりますので、宅地開発において電柱を規制していくと、そういうような条例を制定させていただきました。

また、現在、世界情勢も含め激動する状況の中、東京が成長と成熟が両立する魅力ある都市として、さらなる進化を遂げるため、都市づくりのグランドデザインの改定に向けまして検討を進めております。この都市づくりのグランドデザインは、私ども都市整備局の最上位計画で、今後の都市づくりの羅針盤となるものでございまして、本年3月に中間のまとめ、これを出させていただいたところでございます。

これらの上位計画を踏まえまして、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危険の防止の観点から、屋外広告物行政を適切に推進していくことが重要だと考えてございます。

また、昨年、森財団の出した世界都市ランキング、これでニューヨークを抜きまして、今、都市ランキング、世界で2位になっております。知事からは、次は1位よねと言われておりまして、やはり東京のまちを美しく風格のある都市、こういったものにしていく必要が非常に重要だというふうに認識しております。

これらを踏まえまして、本日の審議会では、屋外広告物の規制と活用に向けた検討について諮問をさせていただきます。魅力的な景観創出やまちづくりの観点からの検討が重要であるとともに、新しい技術を活用した広告物に関する検討や安全対策は喫緊の課題となっております。ぜひともご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員の皆さま方には、活発なご議論、ご審議をいただき、お力添えを賜りますよう改めてお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○西尾緑地景観課長 続きまして、新規にご就任いただきました委員の皆さまのご紹介です。

前回、令和7年6月19日に開催した審議会から今回の審議会までの間に、3名の委員の方が新たに就任されました。そこでまず、新たに就任された委員の皆さまを、恐縮でございますが、私から名簿の順にご紹介させていただきます。

お手元でございます東京都広告物審議会委員名簿をご覧ください。

関係行政機関代表の委員といたしまして、警視庁交通部長の日下委員の後任の、警視庁交通部長遠藤顕史委員でございます。本日は代理として池田様にご出席いただいております。

続きまして、都職員の委員が人事異動により変更となっております。

東京都建設局長の花井委員の後任の、建設局長の久野健一郎委員でございます。本日は、代理として蔵持様にご出席いただいております。

続きまして、消防総監の吉田委員の後任の、消防総監の市川博三委員でございます。本日は、代理として上島様にご出席いただいております。

ここで、会場の報道機関の皆さまにご案内申し上げます。

会議冒頭の映像、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは、「東京都広告物審議会運営要綱」第5条の規定に基づきまして、田中会長に議長をお願いいたします。田中会長、よろしくお願い申し上げます。

○田中会長 お願いいたします。

それでは、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

本審議会は、東京都広告物審議会要綱第11条に基づきまして、公開で進めさせていただきます。

早速ですが、議事に入らせていただきます。お配りしております議事次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、議事の(1)「屋外広告物の規制と活用に向けた検討について(諮問)」について事務局から説明をお願いいたします。

○大島屋外広告物担当課長 事務局でございます。

説明に先立ちまして、本件につきましては、本日本審議会へ諮問をさせていただくこととしております。東京都技監の谷崎より諮問文を読み上げさせていただきます、審議会の代表である田中会長に諮問文をお渡ししたいと思います。

それでは、これから諮問文をお渡しいたします。

田中会長、谷崎都技監はご移動をお願いいたします。

○谷崎東京都技監(都市整備局長兼務) それでは、諮問文を読み上げさせていただきます

す。

東京都屋外広告物条例第57条第1項の規定に基づき諮問する。

1、諮問内容、今後の屋外広告物の規制と活用について。

2、諮問理由、都市における諸課題を円滑にし、人々の日常生活に多くの利便をもたらす屋外広告物は、自然や建築物などととも都市景観の重要な構成要素の一つとなっている。

しかし、無秩序な掲出は風致やまちの美観を損ねることにもなりかねず、また適切な設置、管理がなされていない看板等の屋外広告物は、風害等による落下の危険性も存在する。

こうした側面を踏まえ、都は東京都屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止という観点から、屋外広告物の表示について規制の基準を定めている。

都は、令和7年3月に策定した都政の新たな羅針盤である「2050東京戦略」において、世界一の都市・東京の実現に向け、豊かな緑を備えた拠点や歴史的なまちなみ、にぎわいある商店街、電柱がなく美しい景観、技術や文化を象徴する都市の顔等、人を惹き付け魅力ある都市を2050年代のビジョンとして掲げている。

また、現在、東京の目指すべき都市の姿を示す都市づくりのグランドデザインの改定に着手している。その中間のまとめにおいて、活力とゆとりのある高度成熟都市を都市づくりの目標とし、その実現に向け、伝統と先端技術が融合し、国内外の人々が昼も夜も楽しめる都市環境、景観の創出、都市のプレゼンスを高める東京を象徴する景観の創出及び自然災害の激甚化など新たな危機への対応を掲げている。

このような上位計画を踏まえ、都市景観の重要な構成要素の一つである屋外広告物については社会経済情勢の変化や技術の進歩など、環境の変化に適切に対応していく必要がある。くわえて、規制の基準を柔軟に捉え、屋外広告物を活用していくという考え方も重要になってくる。

具体的には、インバウンド需要を踏まえた屋外広告物の活用による魅力的な景観の創出、エリアマネジメント活動など、民間主体による積極的な地域経営等を支える仕組みづくり、風水害の激甚化や地震の頻発化を踏まえた屋外広告物の点検の在り方、デジタルサイネージ等の新技術広告物の特性を踏まえた対応など、今後の屋外広告物の規制と活用について新たに検討する必要がある。

このような認識の下、東京都屋外広告物条例の趣旨を鑑みつつ、貴審議会の御意見をお示し願いたい。

よろしく願いいたします。

○大島屋外広告物担当課長 ありがとうございます。お席にお戻りください。

続いて、説明に移らせていただきます。

まず、議事の（１）屋外広告物の規制と活用に向けた検討について説明をいたします。

資料２－１をご覧ください。

まず、東京都屋外広告物条例は美観風致の維持および公衆に対する危害を防止することを目的とする屋外広告物法の成立を受けまして、昭和２４年に制定されました。ここで屋外広告物法および東京都屋外広告物条例の目的を確認しますと、いずれも景観面と安全面から必要な規制の基準等を定めることとなっております。

３ページ目、ご覧ください。

こちらでは、法と条例の関係を示してございます。

そこで、国土交通省にて屋外広告物条例ガイドラインが平成１６年に制定され、現在は条例制定、改正時の参考資料として位置付けられております。これらを踏まえ、都道府県や政令市等では条例を定めており、東京都では法と同じ昭和２４年に条例を制定し、これまで３１回の改正を行ってございます。

４ページ目をご覧ください。

社会経済情勢の変化や技術の進歩など、屋外広告物を取り巻く状況は日々変化してございます。ここでは４点ほど挙げてございます。

まず、国際情勢の変化といたしまして、都市間競争の激化やコロナ禍後のインバウンドの増加がございます。次に、社会情勢の変化といたしまして、公民連携事業やエリアマネジメント活動等の活発化がございます。また、自然災害等として風水害の激甚化、地震の頻発化などがございます。さらに、技術進歩といたしまして、デジタルサイネージの進化、巨大化や新しい広告媒体の出現といったものもございます。

５ページ目をご覧ください。

国際情勢や社会情勢を踏まえますと、魅力的な景観創出やまちづくりの観点からの検討が重要と捉えてございます。また、技術進歩が著しい新技術広告物に関する検討や自然災害による屋外広告物の安全対策等は喫緊の課題であると認識してございます。

６ページをご覧ください。

本年３月に都市づくりのグランドデザイン改定に向けた中間のまとめを公表いたしました。都市づくりの目標の実現に向けた視点ですとか、戦略のキーワードである都市のプレゼンス向上、東京を象徴する景観創出などに向け、屋外広告物行政の視点からの対応を進

めるとともに、東京全体として美しく風格のある都市景観の形成を図るため、屋外広告物の規制と活用に向けた検討に着手いたします。

具体的には、屋外広告物の活用の視点から魅力的な景観創出やまちづくり活動等の推進、行政や業界団体との意見交換を交えながら安全対策等に係る規制の検討、規制と活用との視点から新技術広告物に関するルール等の検討を行ってまいります。

7 ページ目をご覧ください。

今後のスケジュールにつきまして説明いたします。

まず、本日、諮問を行いました後、規格等検討小委員会を4回開催いたしまして、魅力的な景観創出に向けた制度、エリアマネジメント活動推進のための基準の明確化、屋外広告物の点検強化の促進、新技術を活用した屋外広告物のルール化、その他、制度運用に関する議論を進めまして答申原案の検討を行ってまいります。なお、夏に検討状況の報告として本審を行うことを予定してございますが、日程調整の状況次第で個別説明に代えさせていただきます可能性もございます。

また、年度後半で答申原案の意見公募も考えてございます。

その後、規格等検討小委員会におきまして答申案を決定した後、本審を開催し、答申を受理するという流れを想定してございます。なお、答申受理後は具体的な制度改正に向けて引き続き議論を進めていく予定でございます。

8 ページ以降でございますが、こちらは参考資料として添付をさせていただいております。

9 ページは、これまでの都の主な条例改正について時系列で整理してございます。

次の10 ページ目は、条例改正の中でも大規模な改正を行った昭和61年と平成17年を記載してございます。10 ページは、直近での制度改正の事例でございます。

令和2年3月には、プロジェクションマッピング活用地区の創設等を、令和6年3月には都外ナンバーの広告宣伝車規制を、そして令和7年3月には屋外広告物点検報告書の様式改正を実施してございます。

こちらの資料2-1の説明は以上でございます。

なお、引き続き、資料2-2、「都市づくりのランドデザインの改定に向けた中間のまとめ」について説明をさせていただきます。

こちらは、先ほども申し上げましたランドデザインの中のまとめということで、参考資料として添付してございます。今後の屋外広告物の規制と活用の検討に際しまして、ランドデザインの考え方を踏まえることが大変重要と認識してございます。本日は、中

間のまとめの中から関連する箇所を絞って説明をさせていただきます。

少しページが飛んで恐縮ですが、まず5ページ目をご覧ください。

こちらが、2050年代の展望といたしまして、自然災害の激甚化に対応できていることというものが掲載してございます。

そして、次の6ページ目をご覧ください。

6ページ、右下の部分ですけれども、最先端の技術による新たな景観の形成がされていることがございます。今後の屋外広告物の検討に当たりましては、今申し上げた観点も加味する必要がございます。

次の7ページ目は、目指すべき都市像として、活力とゆとりのある高度成熟都市を都市づくりの目標に設定してございます。こちらにつきましては、計画の核となる重要な内容であることから、諮問文のほうにも記載をしてございます。

次の8ページから16ページまでは、目指すべき都市像を、都市構造やエリアごとに整理した内容になってございます。

少々ページが飛んで恐縮ですが、17ページをご覧ください。

こちらは、都市づくりの戦略でございます。

まず、目標の実現に向けた視点につきまして、視点の①個性の磨き上げとして、伝統と先端技術が融合し、国内外の人々が昼も夜も楽しめる都市環境、景観を創出するということが掲げられてございます。

そして、次の18ページにつきましては、都市づくりの戦略のイメージといたしまして、左上の活力拠点、都市のプレゼンスを高める東京を象徴する景観の創出というものがございます。今後、屋外広告物の在り方の検討を進める上で重要な要素であることから、こちらにつきましても諮問文に記載をしてございます。

またページが飛んで恐縮ですが、最後の21ページをご覧ください。

今後の進め方を示しております。

まず、中間のまとめ、こちらについてパブリックコメントで寄せられた意見を勘案し、今年度内に都市づくりのグランドデザイン（改定）を策定予定でございます。屋外広告物の規制と活用の検討に際しましては、こちらのグランドデザインの改定内容を注視しながら今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

説明につきましては以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

まず、本日ご欠席の委員からご意見を頂いていけば、事務局から報告をお願いいたしま

す。

○大島屋外広告物担当課長 本日ご欠席の中島委員からご意見を頂いております。

魅力的な景観創出に向けては、規制緩和が必要な地域もあれば制限が必要な地域もあるので、地域の実情に応じた手法の検討が必要になります。加えて新技術を用いた広告物については、規制と活用の両面を考える必要がありますとのご意見を頂いております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

続きまして、ご出席の委員の皆さまから先ほどのご説明につきましてご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。田邊委員ですね。お願いいたします。

○田邊委員 先ほどご紹介いただいた中島委員のご意見にも共通いたしますけれども、東京都は屋外広告物について非常に丁寧なしおりという冊子を出されていますけれども、基本的にはこのしおりは規制内容の解説が中心になっていまして、屋外広告物に関するより良い方向性を示すようなものには今なっていないのが実情だと思います。

特に、デジタルサイネージに関しては、規格、大きさ、あるいは光り方などの基準を示すこともできるわけですが、それらについても規制一辺倒ではなくて、より良い掲出の在り方のようなものを示されることが実はとても重要だというふうに思っておりますので、規制の観点だけではなくてより良いものを増やしていくという観点でガイドラインのようなものを策定いただくことをぜひお願いしたいというふうに思います。

○田中会長 ありがとうございます。

○大島屋外広告物担当課長 事務局でございます。

○田中会長 事務局、ありますか。

○大島屋外広告物担当課長 事務局でございます。ご意見頂きありがとうございます。

おっしゃるとおり、われわれどものほうで屋外広告物のしおりというのを作って配布をしているところですが、今までは規制ということで周知をしていたところでございます。

ただ、今回の諮問を受けまして、今度は活用の観点、規制の幅を少し緩めてどんどん屋外広告物の活用の観点から進めていくべきということも検討の視点としてございますので、今委員おっしゃられたようにガイドラインというところで、例えば条例の規則に落とし込まない部分につきましては、例えば目安、基準等、規格についてきちんと定めた上で活用の観点からもそのようなガイドラインに盛り込む方向で検討をさせていただきたいという

ふうに思っております。

今後の規格等検討小委員会でも具体的に議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中会長 いかがでしょうか。

○田邊委員 ありがとうございます。

私も規格等小委員会の委員でございますので、ぜひお手伝いできればというふうに思っております。そのときに、今の規制の体系というのは許可地域と禁止区域の2つが基本になっているんですけれども、もう少しきめ細かく、例えば都市計画の用途地域によるものとか、あるいは東京都景観計画の地域区分というのがありますので、そういうものを参照して、都の都市政策として一貫性のあるような形でより良いものを誘導できるような仕組みというのを、大変手間はかかると思いますが、考えていただくと、かなり東京都の屋外広告物の在り方というのは向上していくのではないかとこのように思っております。よろしく願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

その他のご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ということで、本件につきましては、今後規格等検討小委員会のほうで審議していくことといたします。委員の皆さま、何卒よろしく願いいたします。

続きまして、議事の(2)「地域ルールに基づく屋外広告物の規制について」、事務局から説明をお願いいたします。

○大島屋外広告物担当課長 それでは、議事の(2)地域ルールに基づく屋外広告物の規制について説明いたします。

資料の3をご覧ください。

まず、1ページ目でございます。

今回は、台東区景観計画における国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等に関する規制を東京都屋外広告物条例の規則に規定することを審議するものでございます。

まず、地域ルールの仕組みについて説明いたします。

左側が地域ルール導入の経緯でございます。平成17年1月の答申におきまして、地域の個性や魅力を生かした広告景観を創出するためのルール導入についてご提言いただきまして、条例改正等により規定の整備を行いました。

右側がその具体的な仕組みでございますが、地区計画等や景観計画などに位置付けられ

た屋外広告物のルールを広告物審議会との諮問、答申を受けまして、条例上の許可基準として規則や告示に規定することが可能でございます。

2 ページ目をご覧ください。

地域ルールを活用した屋外広告物規制の実績といたしましては23地区でございます。

その下段に本案件のスケジュールを掲載しております。

昨年度の第2回規格等検討小委員会で審議、台東区において3月末に景観計画を改定してございます。本日審議の上答申をいただきましたら、告示等に向けた手続きを行います。告示、台東区の景観計画ともに6月施行を予定してございます。

3 ページ目をご覧ください。

上野地区景観形成ガイドラインと台東区景観計画の位置付けについてでございます。

初めに、左側の項番1、背景・目的です。

台東区では、JR上野駅公園口の近くでございます西洋美術館が2016年に世界文化遺産に登録されております。登録に際しましては、世界遺産の資産の価値を保全するため、台東区景観計画で位置付けられている下の図の薄いオレンジ色の景観形成特別地区が世界遺産からも眺望を保全するための措置が必要となる緩衝地帯に指定され、世界遺産のあるまちにふさわしい景観形成が求められているところでございます。

右側の項番2をご覧ください。

上野地区景観形成ガイドラインと台東区景観計画の位置付けでございます。

台東区では平成23年度に景観計画を策定いたしました。その後、国立西洋美術館の世界遺産登録を契機に、令和7年4月に現行の景観計画を踏まえ配慮事項をより具体的に示すものとして、上野地区景観形成ガイドラインを策定し、運用を行っているところでございます。

このガイドラインで定めております西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等のルールを区の景観計画に反映するため、本年3月に改定を行い、6月から運用を開始する予定でございます。

4 ページ目をご覧ください。

台東区景観計画（改定版）における屋外広告物の表示等の制限についてでございます。

まず、表示等を制限する規制範囲につきましては、左側の図の緑色の上野恩賜公園地区とオレンジ色の上野駅周辺地区が国立西洋美術館から見える屋外広告物の表示等の制限の範囲となっております。また、国立西洋美術館の前庭でございますが、図の赤色の線の内側のエリアとなっております。

右側には国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等の制限に関する事項を表のとおり定めております。

対象区分と基準でございますが、屋上設置の広告物は高さ15メートル以上において表示等をしないよう配慮していただきます。また、建築物壁面の広告物は、高さ15メートル以上において光源を使用しないよう配慮するほか、1つの広告物の表示面積の3分の1を超えて使用できる彩度は、彩度の低いものに限定をしております。

また、表示等の制限の例外といたしまして、前庭から視認できない場合には表示等を行うことができるものとしております。

最後に、既存不適格となる屋外広告物の状況についてでございます。

上野恩賜公園内のAゾーンは0件でございます。また、JR上野駅東側のCゾーンにつきましては、屋上広告物が2件、壁面広告物が1件あり、既存不適格となる屋外広告物は合計3件ある状況となっております。

説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

本件につきましては、令和7年度第2回規格等検討小委員会で調査、審議を行い、可決されております。先ほどの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に意見もないということでございますので、本件、地域ルールに基づく屋外広告物の規制について、台東区景観計画における屋外広告物の規制を東京都屋外広告物条例の規則に規定することについて、了承することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。そのように了承することといたします。ありがとうございました。

続きまして、報告事項の(1)「広告宣伝車に係る規制の状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○大島屋外広告物担当課長 それでは、報告事項(1) 広告宣伝車に係る規制の状況について説明をいたします。

資料4をご覧ください。

1 ページ目がこれまでの経緯でございます。

施行規則改正前は、都条例の適用対象外である都外ナンバーの広告宣伝車による都市の

景観への影響や、交通環境悪化の問題が生じておりました。そこで、令和5年度に広告物審議会へ諮問し、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも都条例が適用されるよう規定を改正するべきとの答申を受理いたしました。令和6年3月に施行規則を改正、公布した後、令和6年6月、改正施行規則を施行し、都外ナンバーの広告宣伝車へ都条例の規制の適用を開始いたしました。

2 ページ目をご覧ください。

広告宣伝車交通量調査の実施についてでございます。

現在、都外ナンバーの広告宣伝車への規制開始前後の広告宣伝車の走行状況の実態を観測することにより、規制の実効性について検証を行っているところでございます。本日は、令和7年6月から7月の調査結果についてご報告をいたします。

3 ページ目をご覧ください。

調査概要でございます。

調査箇所と期間でございますが、今回は資料の右側記載の地区6カ所でそれぞれ連続する7日間、16時から21時まで実施いたしました。

4 ページ目をご覧ください。

主な調査項目といたしましては、車両ナンバー、通行時刻、広告の表示内容、広告の表示方法、それから任意で車体への貼付をお願いしている東京都広告宣伝車許可票の掲出でございます。

5 ページ目をご覧ください。

調査結果でございます。

まず、走行台数および車籍地でございます。

走行台数は、令和7年前期調査では53台でございました。車籍地は右下の円グラフのとおり、今回は53台中50台が都外ナンバー車でございました。

6 ページ目をご覧ください。

広告の表示方法でございます。

右下の円グラフのとおり、内照式50台、発行なし3台で、規制前の令和5年度の調査ではLEDの広告宣伝車が全体の半数以上の台数を占めてございましたが、規制が開始されて以降、LEDの広告宣伝車は観測されてございません。こちらは制度の周知が進んだ成果と認識してございます。

7 ページ目をご覧ください。

許可票の掲出および許可状況でございます。

右下の円グラフのとおり、許可票の掲出がないものが3台、うち1台は許可あり、2台は許可なしでございました。

また、許可票の掲出があった車両について確認したところ、許可内容と異なる走行をしていたものが5台ございました。この5台につきまして詳細に調査をしたところ、3台は観測日を含まない期間では許可申請が確認できました。具体的に申し上げますと、あるデザインのもので5月1日から31日で許可申請をしていたものの、観測日時点ではその許可期間を超過し走行している状況であったというものでございます。

残り2台は、デザイン自主審査で許可を取得したデザインから、文字フォントなどを変更した状態で走行していたものと推察されます。

8ページ目をご覧ください。

調査結果を踏まえた対応でございます。

屋外広告物法や条例での対応が困難な音の規制につきまして、環境局が所管する環境確保条例の内容を組み込んだチラシを作成し周知を行いました。また、許可権者や広告宣伝車の事業者に対しても、広告宣伝車に関する規制について改めて周知を行っております。

9ページ目をご覧ください。

まとめでございます。

まず、改正内容についての周知が進み、制度の運用が定着しつつあります。また、ほとんどの広告宣伝車が改正後の規則にのっとり適正に走行しているということは、広告の表示方法にも表れていると考えてございます。

次に、今後についてでございますが、引き続き広告宣伝車事業者や広告主の方への規制内容の周知啓発を行うとともに、車体利用広告の状況について注視をまいります。なお、条例改正の所期の目的であるLEDの広告宣伝車を走行させないということに関しましては、達成したと考えてございます。このため、交通量調査についてはいったん終了をさせていただきます。

また、屋外広告物法や屋外広告物条例で対応が困難な問題が発生した場合には、警視庁や各関係法令の所管等と連携して対応をまいります。

説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。

お願いいたします。田邊委員。

○田邊委員 頂いた資料の8ページのところで、音の規制があるということを告知いただ

くようなチラシを作っていただきまして、ありがとうございました。

こういうことで、景観とか環境への影響がより良いものになっていくということはとてもありがたいんですけども、私は職場と自宅の関係から、皇居の周りを歩くことがよくありまして、実は今の車両の規制は走行ルートを事前に届け出をして、その走行ルートに沿って巡回するような仕組みになっていると思いますけれども、例えば2カ所の走行ルートをまたいで移動するようなときに、光を点灯したまま低速で運行しているような車両が散見されます。

具体的に言いますと、皇居のお堀の横を低速で、あまり皇居の周りでは好ましくないだろうというような広告を見かけることがよくありまして、恐らく銀座から六本木への移動中ではないかと思えますけれども、そうすると禁止地域である皇居の横ですとか、あるいは官庁街をアドトラックが通っていくというような状況がございまして、なかなかこれを捕捉して規制するというのは難しいと思えますけれども、少なくとも禁止区域を走行するときは消灯していただくとか、それぐらいの要請はしていただかないと、抜け道ができてしまうのではないかと思いますので、そういったことも含めて適正に管理ができるようにご努力いただきたいなというふうに感じているところです。

○田中会長 事務局からいかがでしょうか。

○大島屋外広告物担当課長 事務局でございます。

ご意見いただきありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、事前にデザイン審査や周回ルート図ですとか、そういったものを許可権者のほうに提出をして許可を受けたものが広告宣伝車として走行しているんですが、2カ所またいで、移動中にライトをつけたまま低速走行しているというのは、その部分についてはよろしくない状態です。

美観地区を走行していること自体は禁止されていることではなくて、きちんと許可を届け出ていましたら問題はないんですけども、そのルールを逸脱して走行している場合には、そこはきちんと指導を行う必要があるのではないかというふうに考えてございます。

業界団体ともわれわれは連絡をしておりますので、そういった観点からもきちんとルールを守って走行するっていうのを周知徹底することで、きちんと広告宣伝車のルールを守って屋外広告物条例にのっとった対応ができるように、われわれとしても対応していきたいと思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○栗原景観・プロジェクト担当部長 景観・プロジェクト担当部長の栗原でございます。

今ちょっとお話がありました、私どものところでの条例違反に当たるかどうか微妙なところはありますが、ライトの話等につきましても、恐らく広告効果がないエリアにおいてライトをつけて走っているというふうな状況について、少し景観的には、また先生がおっしゃるように、ちょっと見た目的な問題等、都市の景観としてどうかというところもあるかと思っておりますので、行政のほうからある意味お願いというふうな形も業界団体を通じて少し検討させていただきたいと思っております。

その中で、事業者側に対して少し理解を深めていただくというふうな作業も必要かと思っておりますので、引き続き私どものほうでも対応は繰り返していきたいと思っております。ありがとうございます。

○田中会長 その他の方、いかがでございましょうか。

オンライン参加の中野香織委員からお願いいたします。

○中野（香）委員 説明ありがとうございました。

今回、以前もちょっとお伝えはしているんですけども、今回の効果測定の結果というのは非常にいい結果ですので、ぜひこれも定期的に情報発信を積極的に行っていく方がいいんじゃないかなという意見でございます。

とても、今回LEDもなくなったりとかして、かなり周知されたということは、事業者のほうにはもちろんすごくいいことだと思っていて、ただ、やっぱり世の中の、社会の関心という意味でも、そういった意識の低下ということを防ぐためにもきちんと条例改正をして、それがきちんと周知されて、今後また継続的に効果測定はできないにしても、取りあえず今の段階ではこの形できちんとそれができましたよってことを伝えていく、全てそれをきちんとニュースリリースとして発信するだけでも違うんじゃないかなと思っております。

もちろんそれがその当時のように、もうちょっとニュースになればいいんですけど、そこまで報道機関の方のニュースバリューになるかどうかということまでは分からないんですが、少なくとも東京都としてそれを情報発信していくということが重要なことというふうに思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

規制の効果について周知を図ってはどうかというご意見かと思いますが、いかがでしょうか。

○大島屋外広告物担当課長 事務局でございます。中野委員、ご意見いただきありがとうございます。

ございます。

令和5年度の改正時には、やはりすごく反響が大きくて、マスコミ報道にもさまざま取り上げていただいたところなんです。その効果もあって、今、都外ナンバーのLED車が全く走行しなくなったっていう環境が実現できているかというふうに思っています。

ただ、一方で、制度開始から一定期間経ってしまっているの、そこからなかなかマスコミでも取り上げられる機会が減ってきているのかなというところなんです、われわれのほうでも今チラシですとかリーフレットを作成して周知啓発はしているところなんです、いろいろな機会、さまざまなチャネルを活用して周知を引き続き行っていきたいと思っております。

今度、福岡市のほうで広告宣伝車の規制が始まるということで、われわれのほうにも、東京都のほうで先行事例ですので、取材に来ていただいているところもでございます。そういった他都市での動きがあったときに、東京都での今の実情というか、成果はこうなんですよということをきちんと伝えていくことで、それぞれの都市での発信にもつながりますし、相乗効果も得られるのではないかと考えております。

引き続き情報発信は継続して地道に行っていきたいと思っております。ご意見いただきありがとうございます。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○中野（香）委員 ありがとうございます。

○田中会長 どうぞ。

○中野（香）委員 ただ、もしもまた記者の方たちとの、メディアとのリレーションシップっていうことだけではなくて、東京都として普通にニュースリリースとして出していくっていうことも。そうすると、関心がある方が見たときに情報を見られるんじゃないかなというふうに思いましたので、そんなこともまた今後、長期的にはご検討いただければなと思いました。ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。その他の方、いかがでございましょうか。

それでは、続きまして、報告事項の2番目、屋外広告物の点検強化に係る規則の改正に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○大島屋外広告物担当課長 それでは、報告事項（2）屋外広告物の点検強化に係る規則の改正に関する報告について説明をいたします。

資料5-1をご覧ください。

1ページ目でございます。

点検強化促進の背景と規則改正までの経過についてでございます。

令和4年度にT O K Y O強靱（きょうじん）化プロジェクトが策定され、強風による看板等の飛散事故等を防止するため、屋外広告物自己点検報告書の点検項目を具体化し、看板等の点検強化を促進することが掲げられました。これを受けまして、令和6年度に点検項目の具体化について規格等検討小委員会で審議を行い、東京都広告物審議会において点検報告書改正案、答申案について原案可決をいただき、令和6年度末に施行規則改正、公布がされました。

そして、今年4月1日に改正施行規則が施行され、改正後の点検報告書の運用が開始されたところでございます。

2ページ目をご覧ください。

改正のポイントを5点お示ししてございます。

1点目、点検時期を申請前3カ月以内と明確化いたしました。

2点目、点検箇所、点検項目を6項目から18項目へ増やし、具体的に提示をいたしました。

3点目、点検結果の判定方法を2段階から3段階へ変更し、異常の内容と改善の内容の記載欄を設けました。

4点目、点検報告書に広告物等の写真を添付することを明確化いたしました。

5点目、報告書の名称を変更いたしました。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

公布後の周知等についてです。

リーフレットを作成し、都内区市町の窓口、都のホームページで周知をしたほか、不動産業団体の広報誌にも記事掲載を行いました。また、昨年7月には、屋外広告物所有者や事業者等に向けた説明会を開催してございます。今後も実効性を担保していくため、行政や業界側と協力、意見交換をしてまいります。

4ページ目をご覧ください。

ただ今説明をいたしました説明会の開催概要でございます。

点検報告書の改正内容のほか、東京屋外広告美術協同組合の副理事長から講義をいただきました。当日は、屋外広告物所有者、広告主等170名の方にご参加をいただきました。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

説明会当日の様子を写真で掲載してございます。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

説明会の主な質疑を掲載してございます。点検に関する多岐にわたる質問を頂戴いたしました。

続きまして、7ページ目をご覧ください。

規則改正の施行前後における窓口の対応状況等です。

施行前は点検費用に関する相談が多く寄せられました。4月1日の施行後は、東京都所管区域におきましては主だった混乱等は生じておらず、現在のところ円滑な移行ができています。

続きまして、資料の5-2をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、先ほど3ページ目で説明をいたしました規則改正のリーフレットを参考添付してございます。

こちらの説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この程度とさせていただきます。

○田中会長

続きまして、報告事項の(3)審議会開催実績につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○大島屋外広告物担当課長 それでは、報告事項(3)審議会開催実績(令和7年6月から令和8年3月まで)について説明をいたします。

資料6をご覧ください。

今回は令和7年6月19日に開催した東京都広告物審議会以降の開催実績を報告いたします。この間、特例小委員会を3回、規格等検討小委員会を2回開催いたしました。

まず、令和7年度第2回特例小委員会では、(1)、(2)、(4)、(5)の4項目について新規の特例許可を行いました。

令和7年度第3回特例小委員会では、(5)、(6)、(7)、(8)の4項目について新規の特例許可を行いました。

令和7年度第4回特例小委員会では、新規の項目はございませんでした。

次に、規格等検討小委員会につきましては、先ほどご審議いただきました地域ルールに基づく屋外広告物の規制についてご検討をいただきました。

こちらの説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了となります。進行を事務局にお返しいたします。

○西尾緑地景観課長 田中会長、どうもありがとうございました。

これをもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会させていただきます。委員の皆さま、どうもありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

午後 3 時 0 2 分閉会